

知っていますか？ 国民年金免除制度

生活が苦しいなどの理由から、保険料の免除や猶予を受けず保険料を未納のままにしていると、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生しても、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。また、将来年金を受給できる権利を手放してしまうことにもつながります。受給資格期間が25年未満の人は、10年・20年保険料を納めても、将来老齢基礎年金を受け取ることができません。

このような事態にならないように、**保険料免除制度**がありますので、保険料の納付に困ったら、利用しましょう。承認され、免除された期間は、年金を受給するための**受給資格期間**に算入されます。

○ 全額（14,100円）免除の場合

全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が $\frac{1}{3}$ として計算されます。

○ 一部を納付、残りの保険料は免除の場合

それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。（定額保険料 14,100円）

4 分の 3 免除（保険料額 3,530円）→ 全額納付したときに比べ、年金額 $\frac{1}{2}$

半額免除（保険料額 7,050円）→ 全額納付したときに比べ、年金額 $\frac{2}{3}$

4 分の 1 免除（保険料額 10,580円）→ 全額納付したときに比べ、年金額 $\frac{5}{6}$

ただし、年金の受給前であれば、10年前までさかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。追納すると年金額は通常に戻ります。

☆☆ 一部免除の世帯構成別の所得基準の「めやす」 ☆☆

前年所得が以下の金額の範囲内であると免除が認められます。

世 帯 構 成	全額免除	一 部 免 除		
		3 / 4 免除	半額免除	1 / 4 免除
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	1 6 2 万円	2 3 0 万円	2 8 2 万円	3 3 5 万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	9 2 万円	1 4 2 万円	1 9 5 万円	2 4 7 万円
単身世帯	5 7 万円	9 3 万円	1 4 1 万円	1 8 9 万円

「4人世帯」、「2人世帯」は、夫か妻のどちらかのみ所得がある場合です。

【手続きに必要な物】 国民年金手帳、印鑑

※原則として毎年申請が必要ですが、継続申請を希望すると、翌年からは本人の申請手続きが不要となります。免除該当期間は翌年6月30日までとなります。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415